



社会保険労務士の現状

1. 社会保険労務士制度

昭和43年の社会保険労務士法に基づき創設

2. 社会保険労務士制度の目的

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

3. 社会保険労務士の業務

- (1) 労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書等の作成、提出の代行
- (2)審査請求、異議申立て、再審査請求等についての代理及びその他の事務代理
- (3) 労務管理、労働社会保険に関する相談・指導

4. 都道府県社会保険労務士会会員数

開業社会保険労務士 16,189人 勤務等社会保険労務士 9,850人 計26,039人

5. 研修

都道府県社会保険労務士会、全国6ブロックの地域協議会及び全国社会保険労務士会 連合会主催の研修会において法令、労務管理等の研修を実施している。

そのなかで就業規則の作成、労働判例等の事例研究の研修も行っている。

企業内における紛争防止や紛争処理の現状と課題

1.企業内における労使間の問題への社会保険労務士の関与の実情

社会保険労務士は、顧問となっている企業等との継続的な関係の中で、実務家として、労働社会保険関係諸法令に基づく申請等の手続きを行うのみではなく、法律家として労働社会保険関係諸法令についての専門的な知識を生かし、法律問題や労務管理等の相談、指導を行っている。企業内において労使間の問題となるのは、賃金、労働時間など労働条件全般であるが、これらの問題の解決を通じて、労働環境の改善に尽力している。

また、社会保険労務士の業務の中には、被保険者資格の得喪、保険給付の請求等労働者に関わる手続きも多いことから、労働者に接する機会が頻繁にあり、企業における労働者の実情も把握している。さらに顧問事業場以外の企業の労働者からの相談、手続きの依頼も少なからずあるので、使用者のみでなく、労働者の立場にも立って、通常業務の一環として、問題の円満な解決、紛争の未然防止に努め、良好な労使関係の構築に腐心している。

なお、労働問題への社会保険労務士の関与の実情として、実態調査の結果をお示し した(資料1参照)。

2.企業内における労働関係紛争の発生要因、性質、労使の考え方等

(1) 労働関係紛争の発生要因

労働関係紛争の発生要因は、事業主の労働法規違反、労働に関するルールの不備、 労働条件についての労働者の不満、労働者の処遇の差別等であって、通常、労働者の 中で不満としてくすぶっていて、何かのきっかけで、労働紛争となって表面化するが、 法令、労務管理の相談、指導業務によって顕在化することがある。その内容は、資料 1に掲げるとおり多岐にわたっている。

(2) 労働関係紛争の性質、労使の考え方等

労働関係紛争の発生要因は、上述のとおりであるが、その原因は、中小企業の経営難、就業規則等のルールの不備、労働条件の不明確、労働者の権利に関する無理解等が考えられる。

中小企業が経営難のため事業を計画的に運営することが困難であり、さらに事業主の労働保護法に基づく労働者の権利についての理解も乏しいことから、就業規則、給与規程、退職金規程等の未制定から労働に関してあるべきルールがなく、労働者の処遇が不安定となっている。労働者も職を失うことを恐れて、このような状態に反発することは少なく、集団的な紛争に及ぶことは少ないが、不満は常に醸成されており、事業の円滑な運営のためには、このような状態を早急に解決する必要がある。

3.企業内における労働関係紛争の解決の取組みの状況、課題

労働関係紛争の原因が企業の構造的要因にある場合が多いため、その構造的要因を 改善することが重要である。このため、企業の労務管理のあらゆる面についての調査、 診断を行い(資料2参照) これに基づいて必要な改善を行わなければならない。また、 これと平行して個別の問題解決のためには相談を行い、再発の防止を踏まえ、適切な 指導を行っている。

しかし、以上のような方法で問題が解決せず、集団的労使関係の問題となり、労働争議となれば、社会保険労務士は社会保険労務士法第23条の労働争議介入禁止条項あるいは労使交渉における代理権に関する弁護士法第72条の制約により、社会保険労務士の関与が困難になり、紛争解決が遠のく恐れが生ずる。

4. 社会保険労務士会での労務相談の取組、概況

現在、既に労務相談を実施しているのは、東京都の社会保険労務士会をはじめ、下記の9つの都府県の社会保険労務士会であるが、平成14年度の全国社会保険労務士会連合会の事業計画で、すべての都道府県の社会保険労務士会において総合労働相談所を設置することとしている。

なお、東京都社会保険労務士会の総合労務相談の平成13年度における実績表を社会保険労務士会での労務相談の取組、概況の参考としてお示しした(資料3参照)。

栃木県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、長崎県

5. 社会保険労務士関係の各種統計資料

資料4としてお示ししたとおりである。